

第 77 回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和 4 年 4 月 15 日（金） 9 時 30 分から 10 時 30 分
- 2 開催場所 久賀公民館 2 階 大会議室

3 出席農業委員 （14 人）

- | | | |
|-------|----|--------|
| 1 番 | 川地 | 守 |
| 2 番 | 宮城 | 恵子 |
| 3 番 | 瀬川 | 一郎 |
| 4 番 | 小柳 | 貴史 |
| 5 番 | 沖村 | 和哉 |
| 6 番 | 星出 | 栄一 |
| 7 番 | 中原 | 賢 |
| 8 番 | 大谷 | 正樹 |
| 9 番 | 宮本 | 平 |
| 1 0 番 | 田中 | 豊文 |
| 1 1 番 | 角井 | 雅之 |
| 1 2 番 | 袴田 | 光夫 |
| 1 3 番 | 安本 | 貞敏 |
| 1 4 番 | 廣岡 | 隆義（会長） |

4 欠席農業委員 （0 人）

5 出席要請農地利用最適化推進委員 （0 人）

6 欠席農地利用最適化推進委員 （0 人）

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議 案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 案 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

協 議 会 1 住宅に付属した農地の指定について

報告事項 1 農地法第18条第6項の規定による通知（賃借の合意
解約）について

そ の 他 緒連絡

8 農業委員会事務局職員

事務局長 行田 一生

書記 市川 貴志

書記 小田 康雄

書記 泉口 洸平

事務局長 定数に達しましたので、只今より第 77 回周防大島町農業委員会総会を開会いたします。最初に廣岡会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 みなさんおはようございます。本日の附議事項は、議案 5 件、協議会 1 件、報告事項 5 件、その他諸連絡となっております。慎重審議のうえ、決定をいただくようお願い申し上げます。それでは、本日の出席者についてご報告いたします。在任する農業委員総数は 14 名、本日の出席委員 14 名、欠席委員 0 名、本日出席要請をした農地利用最適化推進委員は 0 名であります。よって、農業委員は過半数の出席ですので、周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は、農業委員 6 番星出委員と、7 番中原委員によりお願いいたします。それでは、議事に入る前に事務局より報告事項の追加について説明があります。

事務局 失礼いたします。日程 4、報告事項、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（賃借の合意解約）について、本日の議案、日程 1 農地法 3 条の規定による許可申請での申請地にて、利用権の設定がなされている箇所がありましたので、土地所有者より現契約を解約する旨の通知がありました。本総会で農地の所有権の移転について許可がなされ、所有者が変更された後には、改めて新たな所有者と利用権を設定し、引き続き現耕作者が耕作を行う予定であります。資料については本日お配りさせていただいております。報告事項の追加については以上です。

議長 それでは議事に入ります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、No. 1、申請人、譲受人、周防大島町戸田●●●●、譲渡人、東京都江東区●●●●、申請地、大字戸田、字久保、地番●●●●、地目田、現況田、面積 1,074 m²、他 7 筆、合計面積は 6,664 m²です。契約の内容は売買による所有権の移転です。経営面積は現在 0 m²、取得後 6,664 m²です。それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の事項について説明します。議案説明資料は、1 ページから 6 ページをご覧ください。本事案については、後の農地法第 5 条の規定による許可申請 No. 1 と併せて、農地と食品加工場を取得し、自身で農作物を生産、加工、販売し、周防大島の特産品を作ることを目的としている譲受人の要望に対し、自身が遠方に居住し、所有する農地について譲渡したいと考えていた譲渡人が応えようとするものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人です

ので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、本町の下限面積30aを超えて耕作するため問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、季節にあった野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の3番瀬川委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

3番 先週推進委員と一緒に、譲受人に話を聞いてきました。元々は後の申請にある加工場を戸田で探していて、今後加工場になる倉庫なのですが、そこを借りるために譲渡人と交渉したそうです。交渉したら譲渡人はもう大島に帰ってくる予定はないということで、農地以外にも宅地や山林もあるのですが、全部引き取ってくれるという条件で売るということでした。お金のほうはこの後の申請にある加工場のほうがまだ新しくて立派で、お金は全て含まれた金額です。農地のほうは草を刈ればすぐ農地になります。田のほうはもう沼みたいになっていたり、ジャングルになっているところも多いです。本人は今飲食業をメインにやっているのですが、今後は農地を増やし、今は少し作っているのですが、今回の畑を少しづつ開墾し畑に戻して行って、6次産業化し、そっちのほうをメインでやっていきたいということでした。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

11番 ちょっと確認させていただきたいのが、売買金額はのちの申請にあるものを含めてこの金額ですか。もう一点、年間の農業従事日数が150日になっていますけれども、飲食業をしながらこの日数を確保できるのかという2点です。

事務局 売買金額については先ほど瀬川委員の説明にもありました通り、加工場等すべて含めての金額となります。もう一点の従事日数150日についてですけれども、確かに今現在は飲食業を経営されておりまして、そちらとの兼ね合いもあると思いますが、徐々に農業方面にシフトしていき、そちらを増やしていくという事業計画も明確であるため、また、雇用により作業される方を雇い入れる予定でありますので、そういったことを踏まえ、十分可能と考えました。

11番 年間従事可能日数は今年確保できる日数ですか。それとも将来的にはこれく

らい確保できるであろうということですか。変な話ですが、ある程度はしょうがないとは思いますが、数年先の未来の話を書かれてもいけないかなと思います。10年後には300日とか書かれてもしょうがないんですよね。

事務局 従事日数については申請時の、取得後の日数を記入いただくようになります。

議長 他に質問はございませんか。ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.2、申請人、譲受人、周防大島町西安下庄●●●●、譲渡人、周防大島町西安下庄●●●●、申請地、大字西安下庄、字田ノ浦、地番●●●●、面積251㎡、契約の内容については売買による所有権の移転、経営面積は現在4,448㎡、取得後4,699㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、7ページから10ページをご覧ください。本事案については、自身の耕作する農地に隣接する申請地を譲り受け、農地の集約化を図りたい譲受人の要望に対し、譲渡人が応えようとするものであります。なお、申請地はこれまで利用権の設定はされておりませんが、譲受人が耕作していた農地であることを申し添えます。まず、第1号の全部効率利用要件については、一部山間部の農地が交通困難等から休耕ではありますが他の園地については耕作中であり、また、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、本町の下限面積30aを超えて耕作するため問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、従来どおり周辺農地と同様柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の13番安本委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

13 番

先日推進委員と一緒に譲受人のもとへお伺いし、説明を受けました。この案件につきましては、以前より譲受人が農地を耕作、管理をされておられまして、さらに隣接する農地が譲受人の柑橘園の隣であるということもありまして、今回話が進んだようであります。譲渡人もかなりの面積を作っておられ、この園地へ出向くまで少し時間がかかりますので、今回譲受人に作っていただきたいという思いであったようです。この園地は南向きで、日照、排水、車の乗り入れも大変いいところなので、譲受人が立派な農地にされるものと思います。現地確認後に譲渡人ともお会いしてお話をし、説明を受けましたが、ご本人がまじめに作っておられる熱心な方ですので、今後この畑を譲り渡しても立派にしていただけのだろうと安心しておられました。以上です。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.3、申請人、譲受人、周防大島町伊保田●●●●、譲渡人、山口県下関市●●●●、申請地、大字伊保田、字東浜、地番●●●●、地目畑、現況畑、面積168㎡、他一筆、合計面積は1,006㎡です。契約の内容は売買による所有権の移転、経営面積は現在0㎡、取得後1,006㎡です。その他参考として、令和4年3月15日に住宅に付属する農地の指定を受けた農地となります。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、11ページから15ページをご覧ください。本事案については、自身が遠方に居住し、管理ができないため住宅及び農地を合わせて譲り渡したいという譲り渡し人の要望に対し、住宅に付属する農地の指定を受けた農地を取得してみかんをはじめとする柑橘畑として利用することを計画している譲受人が応えようとするものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕

作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、住宅に付属する農地として指定した面積のため、本町の下限面積30a未満ですが問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、住宅に隣接する●●●●番地については現在植わっている柑橘畑として利用し、●●●●番地についても自家消費用として従来通り柑橘の生産を行う計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。次に住宅に付属する農地の別段面積取扱基準第5条に係る提出書類ですが、1号の住宅に付属する農地指定申請書、2号の権利取得農地を3年間以上継続して耕作する旨の誓約書、3号の申請地の登記全部事項証明書、4号の住宅の登記全部事項証明書、5号の住宅の権利取得が確認できる売買契約書の写し、第6号その他の資料として住民票がそれぞれ提出されており、問題ないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、また、住宅に付属する農地の別段面積取扱基準第5条の提出書類もそろっているため、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の5番沖村委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

5番 これは3月の総会の時に出た案件となります。それで10日に本人と現地でお話を伺いました。現地のほうは畑ということですが、今まで管理をされておりませんでしたので、ずいぶん草が伸びておりましたが、しっかり草刈り機で草を刈って管理できておりました。近隣に迷惑がかかるということで草刈りを行ったようですが、まだその辺はですね、今後苗木を植えて、これから耕作していきたいということでした。それから労力については、家から近いため年間200日くらいはかけられるということでした。一日中ということではないでしょうけれども、手をかけられるということでした。それで足りないときには近所にお父さんが居られますので、一緒にやっていきたいということでした。ということなので、しっかり管理できるものと思っております。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

11番 この売買価格は農地のみの価格ですか。それとも宅地など諸々含めた金額ですか。

5番 こちらは本人に確認しましたが、宅地や住宅含めての金額ということでした。住宅と農地2か所の金額となります。

9番 農作物の出荷先が自家消費となっておりますが、1反分のものを消費するのは

大変だと思います。前もこの手の話が出たと思うのですが、自家消費というもので受けていいものなのでしょうか。

事務局 失礼いたします。今回につきましては、現地はまだ休耕状態ということで、広さは1反ほどあるのですが、生産できる木はこれからということになります。自家消費程度の本数で経営していくということでもありますので、本業のミカン農家さんが植えるような植栽密度ほどではないと思います。申請人は漁業もされておりますので、そちらとの両立ができる営農の形でこの農地を使っていきたいということです。以上です。

9番 住宅に付随する農地ということで、基本的には家庭菜園ということですよ。それで消費できるような形で作るの、周りの農地と同じような管理の目線では見ないということですよ。この住宅に付随する農地については。

事務局 この度の申請人については、住宅に近いところについてはあまり支障のない範囲ということで、離れたところについては、周辺の農地と比べたらそこまでがっつりという感じではないかもしれませんが、人の営農の形というものはその規模に見合ったものでということでご認識いただけたらと思います。

9番 わかりました。全部効率利用要件とかその辺りとどう照らし合わせてみていけばいいのかなというところが疑問に感じるころがあったのですけれども、それが住宅に付属する農地だからこの程度で大丈夫だよということであれば、筋が通るかなと思って話を聞きました。

議長 他に質問はございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、日程2、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、No.1、申請人、譲受人、周防大島町戸田●●●●、譲渡人、東京都江東区●●●●、

申請地、大字戸田、字久保、地番●●●●、地目畑、現況畑、面積 232 m²、他一筆、合計面積 436 m²、契約の内容については売買による所有権の移転、事業計画、用途等は加工場、駐車場、通路です。その他参考として第2種その他農地、計画全体面積は 436 m²です。続いて許可基準について説明します。資料は、16 ページから 20 ページをご覧ください。本案件は、議案第1号の No.1 と合わせた案件となります。また、昨年の12月の総会で農用地からの除外について皆様にお諮りした案件となります。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場沖浦出張所から北に 601m の位置にあり、過去に公共投資の対象となっていない第2種その他の農地に該当します。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は、戸田地区に在住する飲食店経営者です。現在使用している食品加工場にてドレッシングやソースを製造し、自身の飲食店で使用、販売しておりますが、施設の老朽化に伴い新たに加工場を設け、製造、販売を拡大したい譲受人の要望に対し、遠方に居住し耕作が困難である譲渡人が応えようとするものであります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、預金通帳の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後 1 ヶ月以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当がありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、該当はありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の3番瀬川委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

3番 先ほども話した通りなんですけれども、こっちに新しい加工場を作って、自分で自作した野菜などで加工品の生産を今後増やしていきたいということでした。試作品も食べたんですけれども、美味しいし、パッケージもおしゃれなこだわったものなので、本気でやって、頑張りたいと思います。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、No.2、申請人、借受人、周防大島町小松、周防大島町長藤本浄孝、貸付人、周防大島町久賀●●●●、申請地、大字久賀、字片神、地番●●●●、地目畑、現況畑、面積1,575㎡、契約の内容は使用貸借による権利の設定です。事業計画、用途等については工事用資材置場、その他参考として、第2種農地、また、令和4年3月7日からの無断転用となります。続いて許可基準について説明します。資料は、21ページから25ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場久賀総合支所から北西に497mの位置にあり、過去に公共投資の対象となっていない農地法施行規則第45条第2号に該当する第2種農地に該当します。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、本案件は農地法に基づく許可を受けずに転用がなされた無断転用案件となります。申請地は以前の所有者の時はみかん畑として耕作されておりましたが、所有者が死亡し現在の所有者に相続されてからは休耕となっております。それからは背の高い雑草が繁茂し、ちょうど交差点の位置にあることから車両の見通しが悪くなるといったことや、住宅地に近いためイノシシの巣になることへの近隣住民の不安があったことから、自治会で所有者へ了解を取り草刈りを行ったとのこと。その後、付近で下水道工事をおこなっていた工事業者が工事用の資材置き場として適していることから、土地所有者、自治会に了解を取り工事用資材置き場として借受け使用していたものとなります。なお、工事発注者である下水道課より農地法違反に対する反省と、今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されているとともに、農業委員会事務局より、町の工事発注担当課に対し、農地法を遵守するよう通知をおこなっております。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、工事発注課である下水道課の予算書が添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、無断転用案件であり、すでに事業が完了しております。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当がありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、該当はありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計

画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の2番宮城委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

2番 補足説明になるかどうかわかりませんが、この案件に関しては推進委員さんとすごく注視していた場所ではあります。荒れていくのがすごく、近隣住民の方も大変ご苦労されておりました。今回3月の時点でちょっと目についたので、事務局へあれは何か連絡は入ってますかと聞くと、役場から連絡が後回しできているという感じで、これは無断転用だねというお話はさせてもらいました。近隣住民の方はものすごく綺麗になって良かったねという話になっているのですが、管理について、今は下水道課が工事をするのに資材置き場にしていますが、それが終わった時点で綺麗な土地になってますので、私達が推進委員さんと話すのは、今後の見届けをしっかりと、せっかく農地として使うのにいい土地になっているので、今後を見ておきたいと思っています。今回相続された方が農地をやる意思が無いように見られるので、ちょっとお話をさせてもらって、どなたか代わりに作られる方について、自治会さんともお話させてもらって、早く見つけてもらって、綺麗になった土地を返してもらった時点で何かそこでできるとお思いますので、この件については後回しにはなりましたが、農業委員会としては良かったかなと推進委員さんとは話しています。今後も注視してまいりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

1番 原状回復して返すということですが、今までみかんが植わっていたと思うのですが。

2番 みんな枯れていました

1番 みんな枯れていたのですか。原状回復で返すとのことなので木はどうなのかと気になりました。泥を入れるとかそういったこともないのですね。

2番 そういったことをしなくてもできるとお思います。

1番 私も毎日通勤で通る道だったので、今見るにすごい綺麗になっている。なか

なか以前もクレームが出る場所だったので。わかりました、ありがとうございます。

議長

他に質問はございませんか。

10 番

まずこれ工事用資材置場となっているのでちょっとよくわからないのですが、町がここを工事用資材置き場として指定したから今回町が申請人になっているということではよろしいのかどうか。そうであれば町が無断転用したと。所管課がどうということではなくて、これ町長名で出てますので町が無断転用して、これまでどおりというか、これまでの民間の案件もどうかと思いませんけれども、普通の一般の許可申請の処理と同じようにするということがななものかなと思います。何らかの別の処理といいますか、別の手続きが必要となると思いますが。ましてやこれ町なのでですね、町が無断転用ということではちょっと考えられないといいますか、そこをどのようにするのか。結局無断転用をいいですよという前例というか、お墨付きを与えてしまうようなものなのでですね、それで果たして町として良いのかどうか、その辺りの、先ほどの町がこの農地を指定したのかどうか、工事の際に町が借り受けてこの土地を使ってくださいとなったのかどうかということと併せてご答弁をお願いいたします。

事務局

1点目の、申請地を町が指定した土地であるかについてですが、工事を発注する際は設計、積算を行い入札にかけるようになるのですが、その際に運搬距離等もありますので、ある程度工事の資材置き場というのは定めて積算を行います。この度の工事についてはもともと久賀地区内の資材置き場に定めていたのですが、そこが他の工事との兼ね合いで容量がいっぱいとなり、置けなくなったため困っていたというように聞いております。その時に施工業者さんが現場近くでいい土地があったため、地元の方に了解を取り、工事現場として使うことを下水道課へ伝えたという経緯となります。なので町が発注したわけではないのですが、発注者として工事に使う土地を把握しておくという責任はあると思います。もう1点の、無断転用に対する対応が通常と同じで良いのか、町が無断転用をおこなったため特別な対応が必要ではないのかということについてですが、提出いただく書類、審査の内容については町であっても民間であっても法令に基づいて同じような審査を行います。ただし、町のほうでその土地が農地であるかという確認を怠ったという事実もありますので、そこにつきましては厳重に確認していただくということを町へ求めたいというところであります。

10 番

先ほど町が発注したわけではないという答弁だったのですが、私が聞きたいのは資材置き場を借りるのに、それは工事の契約の中で業者が調達するのか、町が用意するのかによって、まあこの申請が出ているということは町が用意

して、確保して業者に提供するという形なのだろうと思うのですが、それでいいのかどうかということなのですけれども、町が発注したわけではないというのは結局そうではないということですかね。それと手続きについてはじゃあ要するに無断転用があっても普通の対応でいいですよと。それはちょっと町がそういったことをするのは一般の方、制度を利用される方に対して示しがつかないと思うのですが、それでもいいということですよ。

2番

一農業委員としてのお話をさせていただけたらと思います。法律は確かに大事だとは思いますが、この度は普通の転用と違って緊急処置といったように考えていただけたらと思います。今久賀地区のいろいろなところで下水道工事をしているのですが、そこから出た土砂を置くところ、出た石を置くところというのに下水道工事関係の方は大変苦慮されていると思います。たまたまこの案件も同様に、業者がここに置けばいいやと思っていた残土がかなり多かったり、新しい残土を入れたりしないといけないときに時間のロス等を考えた場合、どこか借りられる土地があればということで業者がいろいろ当たった時に知り合いだったりでその土地が出てきました。町はどこから管理したのか、どこから入ってきたのかというのはすいませんが私もわかりません。でも本当に緊急避難状態のとき、この残土をどこに置くんだというときに、置くところが無かったのでそこを借りられました。地域の自治会の方がそのようにしたのも、草刈をしたり、近所の方が許可したのも、その土地が空いていて、またこの土地がちょうど交差点になっているので、ものすごく危ないところでした。今見たらすごく綺麗になっていて、見通しもあるようになっていて、いい状態になっているので、自治会や近所の方がここを使ってくださいというようになったと聞いています。確かに無断転用案件で、ちゃんと農業委員会を通していないといけないのは重々承知しているのですが、ただ3月の時点でもう農業委員会にかかる時間が無かったので、この4月の案件で出てきてると私と推進委員は考えました。農業委員会がここで会議をするのは、このようなときは特例で認めましょうと、確かに始末書を出したらいいわけではないのですが、そういった話し合いができるのがこの場だと思います。一農業委員として、本案件のご判断を皆さんでしていただけたらと思います。これを残土を置くのをやめて元に戻して一から申請を行うというのはちょっと理に合っていないような気がします。確かにこれ町長名で出てきておりますが、地元の方としてはそのような話があったので、今後は町も気を付けてもらえればいいのではないかと思います。以上です。

議長

事務局に2点ほど確認を。1つはこの工事に関して当初予定されていた残土置き場、資材置き場に関してはたぶん事業場承認された土地が確保されていたということだと思うのですが、それだけでは足らなくなったから緊急的に別のところを確保したけれども、それについては農地転用の申請が無く無断転用をやってしまった。たぶん業者が。当初の場所については町が承認をし

ていたのだろうけれども、もしくは町が確保していたのだろうけれども、それ以外のところを今回はあくまで緊急的にやってしまった。そして農地転用の申請が無かったという話なのだろうということの確認が1つ。2つめは一般の場合だと始末書を出してもらい承認するという手続きになりますよね。今回の件については各工事発注課に対し農業委員会として適正に手続きをおこなってほしいという文書をだすということだったですよ。また始末書をもとめるということでもよかったですよね。

事務局 違反転用に対する対応については農地法第51条に定められております。内容については土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、第四条若しくは第五条の規定によってした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができるかとあります。その特に必要があるというところについてなのですけれども、例えば第三者が無断で農地に残土を置いたりとか、土壌汚染の危険性のある物を置いていたりする場合は当然原状回復や罰則が必要となると思うのですが、今回は土地所有者や周辺の方の同意は得られておりまして、また、隣接する農地等はなく、周辺の農業上の利用にも支障は生じないと考えておりますので、罰則を求める特に必要のある場合に該当するとは判断しておりません。また、始末書についても町長名で提出されております。

議長 今回の宮城委員の説明ないしは事務局の説明に対して田中委員何かありますか。

10番 先ほど質問した、残土置き場にするという指定は町がしたということでもよろしいのですか。契約上。業者が調達したのではなく、町があくまでも指定したから町から出ているということでもいいのですか。それとさっき宮城委員が言われたことは町も同じ考えということでもよろしいのですか。緊急性があれば無断転用も認めますよということ。

議長 時系列が違っていると考えているのですが。最初は町が確保したところが使えなくなったから。

10番 いやそうではなくて、結果的に無断転用になっても、事情があれば認められる場合もあるということで、事情次第だということでもよろしいのですか。緊急性とかそういった事情があれば無断転用もOKですよ、事後承認でもいいですよ。

- 11 番 根本的なところなのですけれども、そもそもこの申請をなぜ町が出してくるのかが疑問なのですが。今の話を伺っていると、施工業者がこの土地が使えるからと話をつけておいて、そこに置いていたのが無断転用にあたるというのが本筋の流れだと思うので、申請を出してくるのが、発注者が町であるのは間違いないのでしょうかけれども、土地を確保するのが施工業者であったら、施工業者の名義で転用申請が出てくるのが一番きれいではないかと思いません。結果的には追認という形になっていて、町が認めた部分が無断転用になると認識していなかったという要はチェックの甘さというのはあるとは思いますが、申請や始末書が町というのがいまいまいちわからないというところがあります。
- 事務局 そこはやはり工事発注者としての責任といいますか、業者が勝手にやったから発注者は知らないということがあると思いますので、今回は発注者からの申請、始末書というようにさせていただきました。今回の場所の選定についても業者が選定し使う段取りをおこなって、町へは後から話があったと聞いております。しかし発注者として必要な手続きというのは踏んでいただく必要がありますので、そこは農業委員会事務局から町に対し求めていくところでもあります。
- 10 番 業者が借りて使い始めていたといっても、それは施工計画とか契約の手続の段階で町が把握しているはずですよ。それならばその時になぜ、下水道課だからどうかという問題ではなく、当然町として、役場として農地転用の手続が必要だということは当然わかっているはずなので、その時点で手続きが必要だったのではないのですか。町が発注者であり、申請者であるのならばです。そこを聞いているのですが。事情は私は存じ上げませんから別の話として、単純に手続きとして町が把握をしていたのならなぜ無断転用になったのですかと。ありえない話ではないかと。そこをどうとらえるというか、釈明するのかというところなのですが。
- 議長 ちょっとまた私が口を出していいですか。その部分については下水道課が工事の設計、施工管理をした段階で当初の残土置き場の面積で足りるという判断をしていたのであれば妥当なんですよね。当初の施工計画がどのようになっているのかはわかりません。これは下水道課がどのようにしたのかはわかりません。しかし当初の残土置き場はあったのですよね。たぶんこれが農地ではなかったから農業委員会へは話が来ていない。それが足らなくなったというのはどういう計画だったかというのはあるのだろうけれども、その部分を知るためには下水道課に聞いてもらうしかない。
- 10 番 ここに置く段階で町は把握していたはずですから、その時に何で申請しなかったのかという話です。

9 番 どの程度緊急性があったものなのか、いつから残土を置き始めたのか。その残土を置くのは農業委員会へ申請するまで待てなかったのか。そういうところがはっきりしないと今後も同じようなことが起きるのではないですか。公共工事であったら転用していいという前例ができるのではないかということが心配です。農地を無断転用しているという現状を整理して、なぜこういう手続きになってしまったのかというのははっきりわかるようにしとかなないといけないのではないのでしょうか。

議長 今の内容でしたらば多分農業委員会の事務局に答弁しろといたらえらいでしょうから、下水道課ではないと完全には答弁できないでしょう。なので課題を整理してもらって次回の報告という話にしてもらうのかなと思うのですがいかがでしょうか。たぶん今のことについて事務局が答弁しようかと思ったら下水道課のやったこと全てを答弁しないといけませんよね。議会じゃないから。

10 番 それは疑問に思わなかったのですか。

事務局 今回残土を置き始めた、置くのを決めたのは工期に入ってからで、下水道課へ残土置き場について報告があったのは置くことを決めてからです。申請をすぐに行えばよかったとは思いますが、農地法に対する認識が無かったこともあると思います。なので今後は同様のことが起こらないように求めていくところであります。

10 番 もう結構です。今までもこれで認められてきたのだと思いますが、町の場合はそれは認められないのではないかとということだけ申し上げます。答弁は結構です。

議長 無断転用案件はこれまでも個人から申請のあったものについてもそれこそ始末書を出してもらって最終的には追認で許可をしている今までの農業委員会の取り組みもあったかとは思いますが、町の場合に関してはどうなるかというのが今の内容ではどうなるかというのが少し見えませんでしたけれども、整理をしてもらえるのかな。少なくとも始末書を提出してもらって、許認可で申請をお願いしてもらおう、というのが今までの繰り返しですよね。個人がやっていることと同じ処理の仕方。基本的に事後処理で承認するしかない。今回については最終的に一時転用でしょうから、最終的にどのような形で地権者に返すのかというのが最終的な落としどころになると思いますから。そういったところを踏まえて、どう落とそうか。

9 番 どういったことが原因でこのようなことが起こってしまったのか。その要因をはっきりさせないと、町民が見てなんでこういうことが起こったのかとい

うのが分かるような資料は残るのですか。

議長 先ほどからの事務局の答弁でキーとなっていたのは工事を施工するにあたって当初確保されていた残土置場、資材置場のスペースが足らなくなったという話ですよ。

9 番 ここで話を聞いている人は良く理解できるのですが、それがのちに理解できるかどうか。5年後10年後に興味を持った人がこの案件を見て、それで今日話をした内容がきちんと理解できるかどうかというのは必要ないのですかね。町が無断転用したということについて。

議長 それは書類や始末書の書き方でしょうね。少なくともどういった経緯でこのような結果になってしまったと。当初確保されていた資材置場のスペースだけでは足らなくなって、新たな資材置き場を確保した結果それが農地であって、農地転用の事務処理が遅くなって事後的な処理になったと。そういった経緯を始末書の中で書いてもらうのだらうと思います。

9 番 施工業者は残土を置くにあたって、町に確認を行ったのですよね。確認をしたうえで置き始めたと思うのですけれども、その許可を出したというところが一番の認識の甘さがあったところかなと思います。そこをどこまで突き詰めて始末書に書くかという。

議長 最初の段階での許可のことについては先ほど宮城委員が報告されていた中では自治会及び地権者ですよ。そこでは了解を取って動いたということでしたから、その段階で農地法の理解の仕方、転用申請という手続きについての理解の仕方が自治会及び地権者にあまりなかったから先に走ってしまって、事後で報告が上がってきてからそれが農地ということが分かってしまった。農地であると転用の手続を行う必要があるというのが後でわかってしまった。

9 番 工事を行う事業者が地権者とのやり取りだけで発注者に確認せずにできるのかどうか。

議長 そこはありますね。

9 番 そこが明確になっていればいいのですが。

議長 今は始末書が上がっているのかもしれませんが、今回農地転用の必要があるのになぜその申請がなされなかったのか、その辺りが分かるような判断をしておかないと、失敗が繰り返されてしまうのではないかという宮本委員から

の意見だと思いますから、処理の仕方について事務局はご検討ください。

事務局 かしこまりました。この度に至った経緯については細かく資料を付けるように、あとは始末書に合わせて添付するように求めます。

11 番 すいませんあと 1 点これだけ確認させていただきたいのですが、始末書の提出の言うのはもう結構いろんな人から出ているのですが、この始末書というのは出して終わりなのか、ある程度積み重なってくるともうちょっとちゃんとやってよねといいますか、何度もあると始末書だけではどうにもならないよとなるのか、その辺りは確認させてください。

事務局 始末書の上ってきた事業者については、今後事業実施の確実性であるとか、審査の段階でより正確な情報を求めない限り審査ができないということについては申し添えさせていただきます。転用だけでなく 3 条申請についてもですけれども、取得した農地を適正に管理しないのに次の農地を取得するようなどいうところは、全部効率利用要件を満たしているかというところを厳しい審査を行う必要があると思えます。

議長 他に質問はございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、日程 3、協議会、住宅に付属する農地の指定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、協議会、住宅に付属する農地の指定について、No. 1、申請人、広島県広島市●●●●、申請地、大字西安下庄、字浜中、地番●●●●、地目畑、現況畑、面積 70 m²、他 3 筆、合計面積は 1,234 m²。遊休化の状況は全部、付属する空き家の所在等について、所有者●●●●、大字西安下庄、字浜西、地番●●●●です。続いて、住宅に付属する農地の指定に係る適用条件について、ご説明いたします。資料は 26 ページから 29 ページをご覧ください。まず、第 1 号ですが、申請地は全部が遊休状態であり、今後も所有者又は相続人による維持管理や作物等の栽培がおこなわれる見込みがないと判断される農地です。次に第 2 号ですが、申請地は住宅の北西に 20m および南に 880m

の位置にある土地で、同じ大字西安下庄地内にあることを確認しております。次に第3号ですが、登記事項証明書より住宅及び、その敷地の所有者が同一であることを確認しております。次に第4号ですが、農地指定後は早々に農地法3条申請を行い、その際に3年以上耕作する旨の誓約書を提出する意向を受任者から確認しております。次に第5号ですが、申請地は役場橋総合支所から南に約1kmと、約2kmの位置にある、第2種その他の農地に該当します。また、現在までに公共投資の対象となっておらず、日本型直接支払交付金の交付対象農用地でもなく、利用権や地上権などの権利の設定がないことを農地台帳や登記事項証明書から確認しております。以上のことから取扱基準第4条に掲げる適用条件はすべて満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の13番安本委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

13番 補足説明をいたします。10日に推進委員さんと一緒に現地確認を行いました。私は申請人と面識がありませんので、元々同じ集落に住んでいた推進委員さんに連絡を取ってもらって説明を受けていただきました。申請人は現在広島市に住んでおられ、もう帰る予定はないということで、住宅と一緒に農地を手放すことを今回考えられたようです。申請地の地番●●●●番地はすでに耕作人がおり、闇といいますか、おそらくこれは親の代で話したことではないかと思いますが、ここは作っておられます。ほかの土地の地番●●●●はこれは長いこと遊休状態になっております。ほかの土地は十分耕作できると思います。また住宅につきましてもそんなに古くはありませんので、早めの手続をされるとよいように思います。説明は以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

11番 今のご説明ですと闇だけど作っている人がいるというのは、まずは利用権設定してくださいねということが1つと、遊休化の状況がどの程度までを指定していいようにするかというのはやっぱり基準がいるのかなと思います。藪になったようなとても畑に戻せないような畑まで、とりあえず地目が畑だから手放したいために何でもかんでも設定できるというのはどっちにとってもよくないかなと思います。それこそこの先受け手になる人もこんな作り出すという紙を出せと言われても現実的にはどうしようもないようなところも今まで出てきているように思います。この住宅に付属する農地の申請の中で。なのでここまで荒れていたら指定できないよというような基準を作ったほうがいいのではないかとということと、闇小作が先ほどの説明ではいるということだったら、作っている畑については利用権の設定をさせるのか要は綺麗にしてもらって新しい人がつくっても全く問題のない状態にしておくのかとい

うことについては、現在の耕作人が自分は前から作らしてもらったことになっていてと主張され、新しく住宅に付属する農地で取得された方とトラブルが発生するわけですね。利用権を設定されていれば解約というワンクッションがあって次の人に移っていくのですが、今回は作っている方がどこまで把握しているかということについてはわかりませんが、一度その辺りを綺麗にしてから審査するべきではないかなと思います。ほんとに誰もいませんというところからスタートするのか、利用権を設定してこの人が作っているという状況を作ってから審査をするのかということをしないと、不要な爆弾を次の取得する方へ渡すような気がして、審査をするにしても同意もしづらいつ感じます。

事務局

安本委員から闇小作での耕作人がいるというお話がございました。作っている方が引き続き耕作をしたいというのであれば、〆井委員の言われたとおり利用権の設定を行うということが必要だと思います。今後3条申請がありますので、そこで今作っていらっしゃる方との調整をおこなっていただきたいと思ひますし、今後同じような案件があった場合も、住宅に付属する農地の指定を申請される方にはしっかり確認をしていただいて、トラブルが起らないようにしたいと思ひます。もう1点の荒れている農地を指定するということについてですが、おっしゃるとおりなかなか荒れているところをまた開墾するというのは現実的に難しい場合もあると思ひます。もちろん頑張るといふ方もいらっしゃるのですが、本当に荒れた農地の取扱についてはこの住宅指定のほかにも、非農地判断という方法もあり、また、現況証明という方法もあります。そういった方法を組み合わせながら農地の流動化を進めていきたいと思ひるところです。長くなりましたが以上です。

11 番

なのでせめてちょっと頑張れば耕作可能となる農地までが住宅に付属する農地の指定を受けられるという基準は作ってほしいと思ひます。今現在は多分地目畑であればつけようと思えば全部つけられる状況になっているので、申請人もそれで一括で処分できるからちょうどいいわとなっているんでしょうけれども、要はちゃんと作れるという前提が無いとどうしようもないと思ひます。極端な話何か重機を持ってきてでもやりますという意欲のある状態からのスタートならいいですけども、やっぱり現時点で私たちが住宅に付属する農地の指定というのはある程度使える農地であるという基準が必要ではないかなと思ひます。

事務局

ご指摘のとおり住宅付属というのはその後の農地の活用というところを見越してのこういった特例の制度ですので、取得をしたはいいけれども荒らしたままというのは、また別のやり方を進めていきたいと思ひております。

4 番

土地が売れた場合に、闇小作で作られている方には無条件で出て行ってもら

うという形になるのでしょうか。

事務局 当然トラブルの無いようにするには話をして調整をしていただくのですけれども、ただしこじれた場合には闇で作られている方には主張する権利はないかなと思います。そのような争いが発生しないよう事前の調整というのは必要となりますけれども。

4番 事前にわかっているのであれば、それは所有者が整理してから申請するべきではないのかなと思うのですが。誰かが作っているというのが分かっているのであれば、土地を売買したいという意向があるのならば事前に所有者が整理してから申請するべきではないのでしょうか。

事務局 この度の申請にあたっては地権者にも確認をおこなおうとは思いますが、無用なトラブルは避けたうえで今後の3条申請になると考えます。おっしゃるとおり、今後同じようなことがあった場合にも、土地を利用している方が他にいないかをしっかり確認していきます。

11番 綺麗にしてから再度申請していただいたほうがいいのではないのでしょうか。

事務局 この後の3条申請までにそこが整理されなければ申請はないかと思います。

11番 付随する農地に指定するという事は、申請地が綺麗ですよということの上に立たないと。ぐちゃぐちゃなのにこれは使えますよと指定するのは、そういう状況の土地をどうぞというのはちょっと違うかなと。

2番 闇は闇ですよ。

11番 闇ですけれども耕作している人がいるということを知ってしまったので。知らないままでしたらどうぞというかもしれないですけれども、誰か契約はしていないけれども耕作している人がいます。今の耕作人がもう何も作られていないというのであれば問題ないとは思いますが、今の説明でしたら作られている。その場合は私達農業委員会としたらまず正式に契約してくださいと。基本的に農業委員会というのは作られている方の権利を守ろうねというのが根本にあると思います。作られている方が強い。それを全部ないがしろにして土地の所有者と買う人の話だけで決めるというのは私はどうかなと。

議長 これは今後取得をするであろう人と現在の耕作者がイコールという話ではないですよ。

- 11 番 例えば今作られている方がじゃあここは自分が買いたいということと言われるかもしれない。ここまで聞いた話を全部飛ばして指定しましょうというのは違うなと思います。作っている人が自分の土地じゃないかと思っている可能性もある。
- 議長 どうでしょうか、この案件は1回審査を保留して次回再度申請してもらいましょうか。
- 2 番 担当委員さんが事情をご存じなので、ご尽力いただいて、間を取り持っていていただいたらいいのではないのでしょうか。
- 13 番 この申請地の耕作しているところは現耕作者の家が隣にあり、防鳥ネットをやったりかなり家の周辺を熱心に作られております。ちょうど本人がいたから話そうと思ったけれども話したら揉めると思って私は一切話していないんですよ。だけど今回急にこうなったよといったときには必ずもめるような勢いのある人ですから間違いないと思う。だから事務局も大変かもしれないけれども、まあ私も話に行きますよ。親しい人だからいいですけども。耕作者はかなり熱心にやっていて、畑のそばにベンチなんか置いて一杯飲めるような畑にして綺麗にしています。こりゃあなんかあるといった気もしましたので、買うのはどうでしょうかね。防鳥ネットやらやって大分お金をかけてやっているから金額にもよりましょうけれども。一回話したほうがいいとは思いますが、先日現地確認をした時には揉める元だと思って私は黙ってました。なのでその辺もう一度確認されたほうがいいかもわかりませんね。
- 議長 一応今回の審査ではこれは保留とさせていただきます。今の説明ではなかなか難しいから。それこそ利用権設定をしてもらおうということとしてこの住宅する付属する農地の申請から外すのか、もしくは新しく買う人と利用権設定をするのか。そのあたりの調整をするしかないだろうと。現在の答弁の段階で審査をするのはちょっと難しいと思いますから。ちょっと整理をしたうえで来月もう1回その除外をするか、閤小作の利用権設定ということで別の審査案件がもう1個出てくるのか。そのあたりの整理をしないと今の段階で審査はちょっと難しいと思いますが。なので今回の審査案件としては1回保留するという事で審査対象から外させていただきます。閤小作の部分を明確にするための利用権設定をするという話をする。それが現在耕作している人との利用権設定になるのか、今後住宅付属の指定をして買われる人との利用権設定になるのか。その辺りがちょっとわかりませんが、現在の状況では審査ができないと思いますので保留させていただきます。
- 10 番 その手続きでいいのですか。申請人から上がっている申請書をどうするのか。場合によっては申請の取り下げ書を出してもらわないといけない。この総会

でそういったことが決められるのかどうか。申請書が上がってきているということはその総会で解決しないといけないかなと思うのですが。それをせずに今は保留にしてというのは。

議長 閣小作されているという報告が無かった案件を審査はできない。

10 番 それはわかるのですが、審査しないということを決定するのは例えば会長さんの判断でいいのか。採決しないといけないのではないのでしょうか。

議長 だから処理については取下げることを依頼する決定となるのか、保留という方法があるのなら保留するという決定とするのか、事務処理上がどうだったかが私覚えてないのですが、

11 番 閣小作をしている所だけ除いて他のところだけ指定ができるのか。

(議長、事務局確認)

議長 保留という事務処理はないということでしたから、当面住宅に付属する農地として指定する、指定しないという決定が必要とのことでしたから、まずは指定しないということで一応議決をして、本人には地権者次第でしょうけれども、地権者の方が閣小作の部分をどう整理をして次回申請を出してくるのか、ないしは閣小作の部分を利用権設定をするのかその辺りをまた求めるということで。そのため今回は住宅に付属する農地として議決をしないということで議決をしたいと思います。指定しないということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本件は、指定しないことに決定をいたします。続いて、日程4、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知（賃借の合意解約）について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、報告事項1、農地法第18条第6項の規定による通知（賃借の合意解約）について、6件続けてご報告いたします。資料は30～32ページと、本日お配りした追加の資料を併せてご覧ください。No.1、申請人、貸付人、大阪府枚方市●●●●、借受人、周防大島町日前●●●●、申請地、大字日前、字堅木、地番●●●●、地目畑、面積470㎡、契約の内容については平成24年6月25日から令和6年6月24日までの使用貸借権です。備考としまして借受人変更のための合意による解約となります。続いてNo.2とNo.3はそれぞれ同一の土地であり、やまぐち農林振興公社を介した利用権の設定ですので

まとめてご報告いたします。貸付人、広島県広島市●●●●、借受人、周防大島町西屋代●●●●、申請地、大字小松、字南、地番●●●●、地目田、面積 2,589 m²、他 3 筆ございます、合計面積は 7,116 m²です。契約の内容については平成 28 年 9 月 23 日から令和 8 年 6 月 24 日までの賃貸借権の設定です。備考としまして、農地売買予定のための合意による解約です。続いて No.4、申請人、貸付人、周防大島町久賀●●●●、借受人、周防大島町久賀●●●●、申請地、大字久賀、字道免下、地番●●●●、地目畑、面積 2,114 m²です。契約内容等につきましては平成 29 年 6 月 25 日から令和 7 年 6 月 24 日までの使用貸借権です。備考として、借受人耕作困難による合意による解約となります。続いて No.5、申請人、貸付人、山口県柳井市●●●●、借受人、周防大島町久賀●●●●、申請地、大字久賀、字後久、地番●●●●、地目田、面積 405 m²、他 2 筆、合計面積は 1,118 m²です。契約内容については平成 25 年 12 月 25 日から令和 7 年 12 月 24 日までの使用貸借権の設定です。備考としまして合意による解約となります。続いて No.6、申請人、貸付人、東京都江東区●●●●、借受人、周防大島町戸田●●●●、申請地、大字戸田、字流田、地番●●●●、地目畑、面積 1,101 m²、契約内容については平成 30 年 12 月 25 日から令和 12 年 12 月 24 日までの使用貸借権の設定です。備考として農地売買予定のための合意による解約となります。報告は以上です。

議長

ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。

(質問等なし)

特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。続いて、諸連絡について、事務局よりお願いします。

事務局

次回総会開催日は令和 4 年 5 月 12 日、資料の送付は令和 4 年 4 月 28 日を予定しております。諸連絡は以上です。

議長

では、以上をもちまして第 77 回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。長時間の審議、ご苦勞様でした。

上記は、令和4年4月15日開催の第77回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和4年5月12日

周防大島町農業委員会会長_____印

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員_____印

周防大島町農業委員_____印